

勝央町の給与・定員管理等の状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

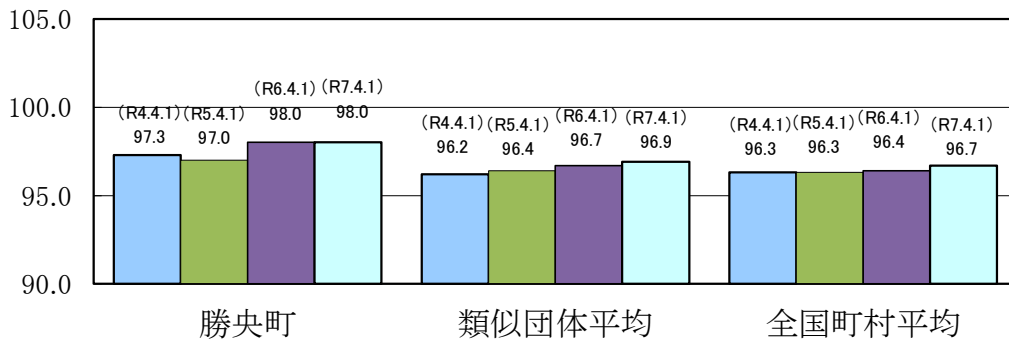
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支 B	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人 10,737	千円 6,895,912	千円 467,121	千円 1,386,525	% 20.1	% 20.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費 B				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円	千円	千円
令和6年度	人 126	千円 447,293	千円 32,433	千円 179,790	千円 659,516	千円 5,234	千円 5,751

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、任用職員の給与費は含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を詳記載すること)

該当なし

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないため、該当なし。

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		%
令和7年度	円	円	円 (%)	%	%	% 3.62

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		月
令和7年度	月	月	月	月	月	月 4.65

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。

(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の上重なるの解消は実施していない。)

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

該当なし

③ その他の見直し内容

扶養手当及び管理職員特別勤務手当について、見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
勝央町	40.6 歳	315,300 円	349,500 円	- 円
岡山県職員	41.4 歳	317,237 円	371,323 円	342,933 円
国	41.9 歳	332,237 円	414,480 円	- 円
類似団体	41.4 歳	317,237 円	371,323 円	342,933 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
勝央町	40.5 歳	8 人	276,600 円	287,900 円	- 円	-	- 歳	- 円	
岡山県職員	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	- 歳	- 円	
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	337,907 円	- 円	-	- 歳	- 円	
類似団体	52.4 歳	4 人	297,010 円	318,681 円	306,587 円	-	- 歳	- 円	

③ 教育職については、該当なし

(注)1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		勝 央 町	岡 山 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	232,100 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	200,500 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	185,700 円	- 円	-
	中 学 卒	***** 円	- 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和7年4月1日現在)

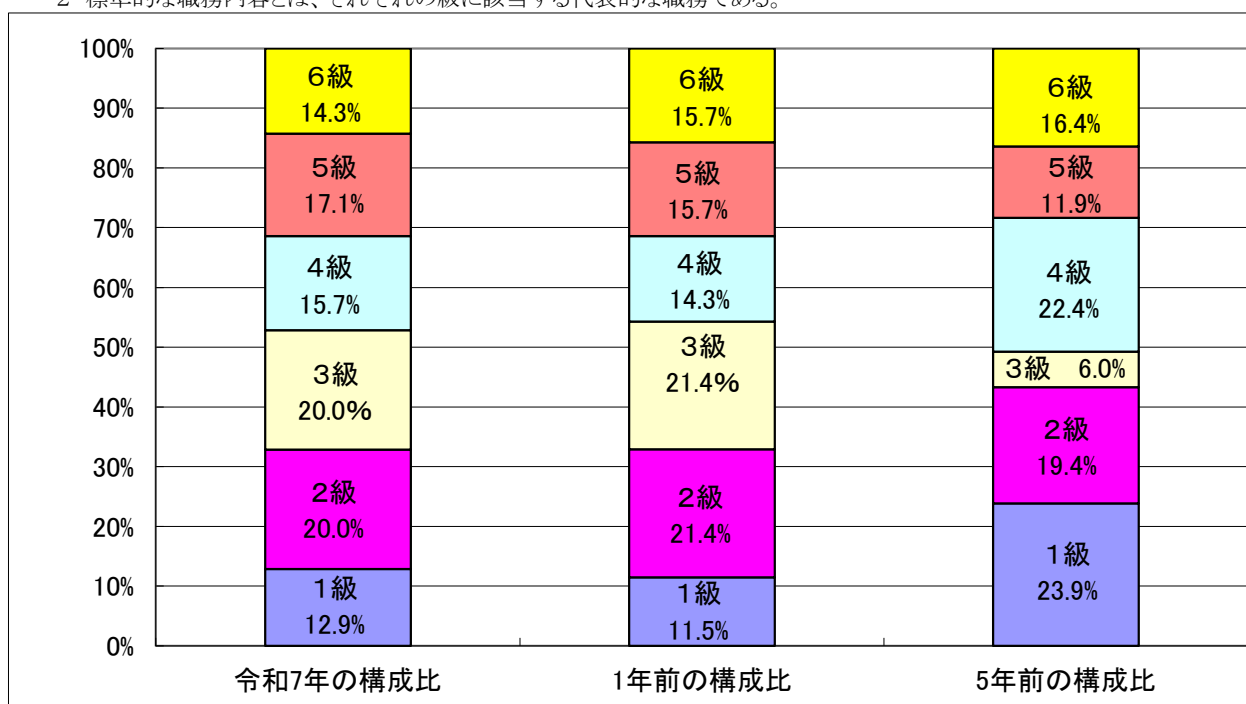
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	299,250 円	344,300 円	396,650 円	408,700 円
	高 校 卒	***** 円	***** 円	340,900 円	409,500 円
技能労務職	大 学 卒	***** 円	***** 円	***** 円	***** 円
	高 校 卒	***** 円	***** 円	***** 円	***** 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

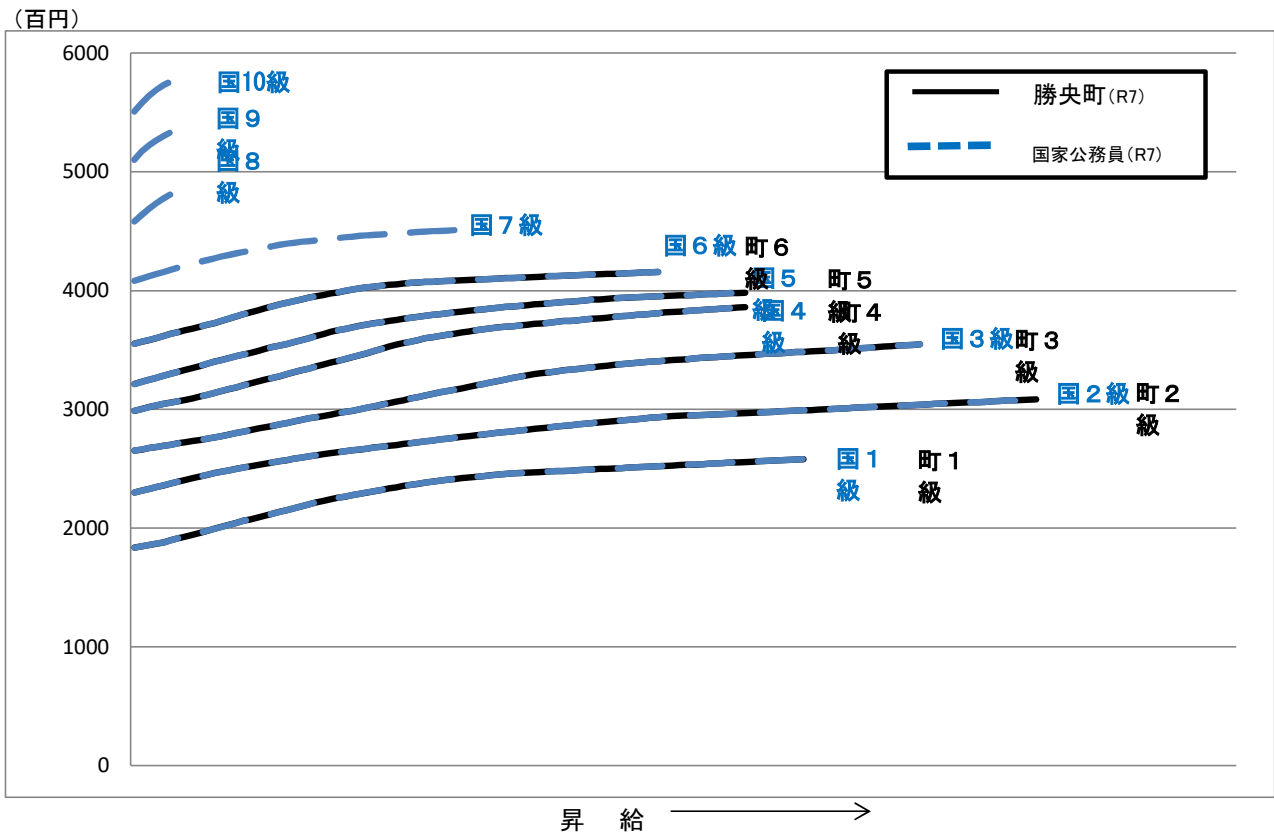
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	・主事補又は技師補の職務 定期的な業務を行う主事又は技師	9 人	12.9 %	183,500 円	258,100 円
2 級	・高度の知識又は経験を必要とする 主事又は技師	14 人	20.0 %	230,000 円	308,500 円
3 級	・相当高度な知識又は経験を必要とする 主事又は技師 ・主任	14 人	20.0 %	265,300 円	354,700 円
4 級	・主査	11 人	15.7 %	298,800 円	386,100 円
5 級	・参事補、室長補佐及び園長	12 人	17.1 %	321,300 円	398,200 円
6 級	・参事、局長及び室長	10 人	14.3 %	355,200 円	415,700 円

(注) 1 勝央町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較(行政職(一))(令和7年4月1日)



(3) 昇給への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)	○	○	○	○
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

勝 央 町	岡山県職員	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,427 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,756 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.4)月分 (1.0)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.4)月分 (1.0)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.4)月分 (1.0)月分
(加算措置の状況) 役職加算5%~15%	(加算措置の状況) 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

勝 央 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	*****	千円	1人当たり平均支給額	*****	千円

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当については該当なし

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	0 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	0 千円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	0 %			
手当の種類(手当数)	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
火葬手当	火葬処理作業に従事した職員	火葬処理	0	1件当たり1,500円
防疫等作業手当	感染症防疫作業に従事した職員	感染症防疫作業	0	1日当たり2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	11,659 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	117 千円
支給実績（令和5年度決算）	10,231 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	109 千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	・配偶者 3,000円 ・子 11,500円 (※子のうち、15～22歳の者は5,000円加算) ・父母等 6,500円	同		13,551 千円	276,551 円
住居手当	借家の家賃額に応じて支給 上限28,000円	同		3,532 千円	321,091 円
通勤手当	自動車等の使用を常例とし、通勤距離が片道2km以上であること 片道使用距離により、1,200円～33,000円	異	片道1kmあたり600円	5,597 千円	60,837 円
管理職手当	6級(参事相当職) 40,000円 5級(参事補相当職) 25,000円	異	対象級・金額	10,260 千円	427,500 円
児童手当	18歳以下(高校生年代)の児童・生徒に対し、 第1子及び第2子は月額10,000円 第3子以降は、月額30,000円 3歳未満は、月額15,000円	同		11,295 千円	235,313 円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区分	給料	月額	等
給料	町長	720,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 846,000 円 / 650,000 円
	副町長	610,000 円	676,000 円 / 532,000 円
報酬	議長	300,000 円	412,000 円 / 247,000 円
	副議長	240,000 円	330,000 円 / 193,000 円
	議員	220,000 円	310,000 円 / 175,000 円
期末手当	町長	(令和6年度支給割合) 4.10	月分
	副町長	(令和6年度支給割合) 3.25	月分
退職手当	町長	(算定方式) 在職期間1年につき100分の500	(1期の手当額) 14,400,000円
	副町長	在職期間1年につき100分の300	7,320,000円
	備考		(支給時期) 任期満了時

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

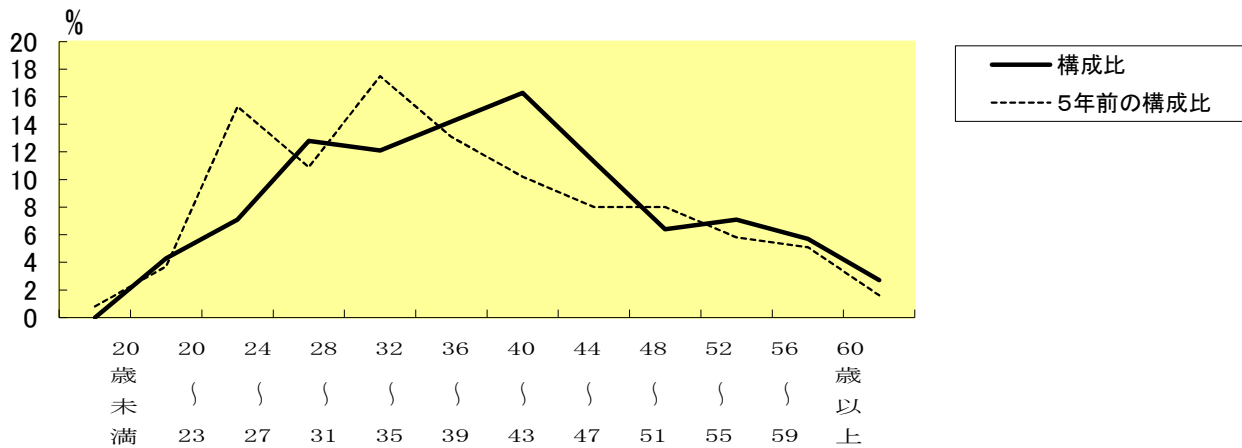
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	議会	2	2	0	出向等によるもの	
	総務	18	21	3		
	税務	5	5	0		
	一般行政部門	労働	0	0	0	欠員不補充による人員減
		農林水産	7	6	-1	
		商工	1	1	0	欠員不補充による人員減
		土木	7	6	-1	
		民生	57	56	-1	
		衛生	10	10	0	欠員不補充による人員減
		計	107	107	0	
	教育部門	18	18	0		
	消防部門	0	0	0		
	小 計	125	125	0	<参考> 人口1万当たり職員数 116.42 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 111.20 人)	
公営企業会計等部門	水道	3	3	0		
	下水道	6	6	0		
	その他	9	7	-2		
	小 計	18	16	-2		
合 計		143 [157]	141 [157]	-2 []	<参考> 人口1万当たり職員数 131.32 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	6	10	18	17	20	23	16	9	10	8	4	141

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を含まない。)

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

区 分 部 門	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	103	103	106	103	107	107	4(3.9%)
教 育	17	17	17	17	18	18	1(5.9%)
消 防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計	120	120	123	120	125	125	5(4.2%)
公営企業等会計	17	17	16	17	18	16	△1(△5.9%)
総合計	137	137	139	137	143	141	4(2.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和 6年度	422,511	14,261	15,776	3.73	4.44

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費9,699千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和 6年度	3	10,192	1,473	4,111	15,776	5,259

(参考)総務省提供 市町村平均給与費
千円 6,316

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

※なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
勝 央 町	45.1 歳	283,111 円	438,222 円
類似団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 平均月収には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

勝 央 町		類似団体平均	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,370	千円	1,593	千円
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	月分	月分
(1.4)月分	(1.0)月分	()月分	()月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
役職加算5%~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

勝 央 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	***** 千円		1人当たり平均支給額	***** 千円	

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、*****年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当については該当無し

エ 特殊勤務手当については該当無し

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	8 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	8 千円
支給実績(令和5年度決算)	39 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	39 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	・配偶者 3,000円 ・子 11,500円 (※子のうち、15~22歳の者は5,000円加算) ・父母等 6,500円	同		738 千円	369,000 円
住居手当	借家の家賃額に応じて支給 上限28,000円	同		0 千円	0 円
通勤手当	自動車等の使用を常例とし、通勤距離が片道2km以上であること 片道使用距離により、1,200円~33,000円	同		237 千円	79,000 円
管理職手当	6級(参事相当職) 40,000円 5級(参事補相当職) 25,000円	同		490 千円	245,000 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	810,428	△ 25,401	30,898	3.81	3.74

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費7,647千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	6	18,424	7,195	5,279	30,898	5,150

(参考)総務省提供 市町村平均給与費
千円 6,187

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

※なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
勝 央 町	46.3 歳	255,889 円	429,139 円
類似団体平均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

(注) 平均月収には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

勝 央 町		類似団体平均	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)	
880 千円		1,561 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	月分	月分
(1.4)月分	(1.0)月分	()月分	()月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
役職加算5%~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

勝 央 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	****	千円	1人当たり平均支給額	****	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、****年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当については該当無し

エ 特殊勤務手当については該当無し

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	754 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	189 千円
支給実績(令和5年度決算)	543 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	136 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 3,000円 ・子 11,500円 (※子のうち、15～22歳の者は5,000円加算) ・父母等 6,500円 	同		937 千円	187,400 円
住居手当	借家の家賃額に応じて支給 上限28,000円	同		592 千円	296,000 円
通勤手当	自動車等の使用を常例とし、通勤距離が片道2km以上であること 片道使用距離により、1,200円～33,000円	同		612 千円	122,400 円
管理職手当	6級(参事相当職) 40,000円 5級(参事補相当職) 25,000円	同		780 千円	390,000 円

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況
実績無し